

防地周第 1 3 4 5 8 号
2 3 . 1 1 . 8
一部改正 防地防第 8 7 5 2 号
2 4 . 6 . 2 9
防地防第 4 3 4 7 号
2 6 . 3 . 2 8
防地防(事)第 1 7 9 号
2 8 . 4 . 1
防地防(事)第 1 4 8 号
2 9 . 3 . 3 1
防地防(事)第 1 4 2 号
3 0 . 3 . 3 0
防地防(事)第 1 5 4 号
3 1 . 4 . 2 5
防地防(事)第 1 8 1 号
令和 2 年 3 月 3 1 日
防地防(事)第 9 7 号
令和 3 年 4 月 1 日
防地地(事)第 1 4 5 号
令和 4 年 4 月 1 日
防地地(事)第 1 2 6 号
令和 5 年 3 月 3 1 日
防地地(事)第 1 3 3 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合又は額について (通達)

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号)第 1 2 条及び附則第 4 項の規定に基づき、別紙第 1 から別紙第 3 までのとおり定められ、平成 2 3 年度の予算に係る補助から適用し、平成 2 2 年度までの予算に係る補助で平成 2 3 年度以降に繰り越されたものについてはなお従前の例によることとされたので通達する。

なお、民生安定施設の改修工事に係る補助の額について(防地周第 6 4 6 0 号。2 2 . 5 . 1 4)は、廃止する。

添付書類：別紙第 1 ～別紙第 3

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合について

民生安定施設の改修工事のうち、補助の割合を定める施設に係る補助の割合は、次の表のとおりとする。

補助に係る施設	沖縄県の区域以外において実施する場合の補助の割合	沖縄県の区域内において実施する場合の補助の割合
公園、緑地その他の公共空地	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）
市町村の消防の用に供する庁舎	10分の5	10分の5

民生安定施設の改修工事のうち補助限度額を定める施設の改修工事に係る補助の割合について

- 1 民生安定施設の改修工事のうち、補助限度額を定める施設に係る補助の割合は、付表 1 のとおりとする。ただし、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）に補助の割合を乗じて得た額が補助限度額（付表 1 の補助に係る施設の欄、種類の欄、世帯数、組合員数又は人口の欄及び基準面積の欄の区分に応じ、同表の基準限度額の欄に掲げる額（補助に係る施設に耐震工事を実施する場合にあっては同表の耐震工事を実施する場合に加算する額の欄に掲げる額を、それぞれ当該基準限度額の欄に掲げる額に加算した額とする。）に対して、付表 2 に掲げる地域及び建物の区分に応じ、同表に定める係数（以下「地域係数」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合には、補助限度額を事業費で除して得た割合とする。
- 2 前項の場合において、補助に係る施設に以下の設備を設置する場合は、それぞれ以下の額を付表 1 の基準限度額の欄に掲げる額に加算するものとする。
 - (1) 太陽光発電システム 設置容量 (kw) に1,058千円を乗じて得た額
 - (2) 受変電設備 設置容量 (kVA) に106千円（市町村の主たる事務所に設置する場合は、更に15千円を加算）を乗じて得た額
 - (3) 自家発電設備 設置容量 (kVA) に201千円（市町村の主たる事務所に設置する場合は、更に41千円を加算）を乗じて得た額

補助に係る施設	種別	補助の割合	世帯数、組合員数又は人口	基準面積	基準限度額	耐震工事を実施する場合に加算する額
農民研修施設 林業研修施設 漁民研修施設	1	$\frac{2}{3}$	30 世帯 以上 99 世帯 以下	m ² 100	千円 17,800	千円 1,760
	2		100 世帯 以上 350 世帯 以下	170	30,400	2,992
	3		351 世帯 以上 600 世帯 以下	380	68,200	6,688
	4		601 世帯 以上 1,000 世帯 以下	550	99,000	9,680
	5		1,001 世帯 以上	910	163,800	16,016
農民集会施設	1	$\frac{2}{3}$	組合員数 999 人 以下	m ² 100	千円 19,600	千円 1,760
	2		組合員数 1,000 人 以上 1,999 人 以下	150	29,500	2,640
	3		組合員数 2,000 人 以上 2,999 人 以下	250	49,200	4,400
	4		組合員数 3,000 人 以上	300	59,100	5,280
市町村の 主たる事務 所	市庁舎	—	人口1,000人当たり	m ² 101.0	千円 14,600	千円 1,777
	町村庁舎	—		m ² 128.4	千円 18,600	千円 2,259

注：1 世帯数、組合員数又は人口は、防衛施設の設置又は運用により生活又は事業活動が阻害されると認められる世帯、組合員（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の組合員をいう。）又は住民のうち、現地の地理的条件等を考慮して補助に係る施設の欄に掲げる施設を通常利用することが可能な世帯、組合員又は住民の数とする。

2 市町村の主たる事務所の延べ面積が基準面積の欄に掲げる面積に満たない場合にあつては、次に掲げる式により算定した額を基準限度額とする。ただし、音響による障害の緩和を必要として整備した施設の延べ面積には、防音工事の施工に伴い必要となった機械室等の面積を加えないものとする。

$$\text{延べ面積} \times \frac{\text{基準限度額の欄に掲げる額}}{\text{基準面積}}$$

付表 2

地域	建物	係数			
		鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
北海道					
道北		1.07	1.06	1.04	1.02
道東		1.08	1.06	1.05	1.02
道央		1.06	1.04	1.03	1.01
道南 (離島)		1.07	1.06	1.04	1.02
奥尻島		1.26	1.26	1.26	1.26
礼文島及び利尻島		1.31	1.31	1.31	1.31
青森		0.98	0.98	0.98	0.98
岩手		1.01	1.00	0.99	0.99
宮城		1.01	1.01	1.00	1.00
秋田		0.99	0.98	0.98	0.99
山形		0.99	0.99	0.98	0.98
福島		0.99	0.99	0.98	0.99
茨城		0.99	0.99	0.99	0.99
栃木		1.00	1.00	1.00	1.00
群馬		0.99	0.99	0.99	0.99
埼玉		1.00	1.00	1.00	1.00
千葉		1.00	1.00	1.00	1.00
東京		1.00	1.00	1.00	1.00
神奈川		1.00	1.00	1.00	1.00
山梨		1.00	1.00	1.00	1.00
長野		1.00	1.00	1.00	0.99
(離島)					
大島		1.17	1.17	1.17	1.17
八丈島		1.61	1.61	1.61	1.61
上記以外の伊豆諸島		1.50	1.50	1.50	1.50
小笠原諸島		2.21	2.21	2.21	2.21
新潟		0.98	0.98	0.98	0.98
富山		0.99	0.99	0.99	0.99
石川		0.98	0.98	0.98	0.98
(離島)					
佐渡島		1.07	1.07	1.07	1.07
岐阜		0.98	0.98	0.98	0.98
静岡		0.98	0.98	0.98	0.98
愛知		0.98	0.99	0.98	0.98
三重		0.99	1.00	0.99	0.99
福井		0.96	0.96	0.95	0.96
滋賀		0.98	0.98	0.97	0.98
京都		0.98	0.98	0.97	0.98
大阪		0.98	0.98	0.97	0.98
兵庫		0.97	0.97	0.96	0.97
奈良		0.98	0.98	0.97	0.98
和歌山		0.98	0.98	0.97	0.98
鳥取		0.94	0.94	0.95	0.96
島根		0.94	0.95	0.95	0.96
岡山		0.95	0.95	0.96	0.97
広島		0.94	0.95	0.96	0.97
山口		0.95	0.95	0.96	0.97
(離島)					
瀬戸内海の離島		1.05	1.05	1.05	1.05
隠岐諸島		1.22	1.22	1.22	1.22
徳島		1.01	1.01	0.99	1.00
香川		0.99	0.99	0.98	1.00
愛媛		0.99	0.99	0.97	0.99
高知		0.99	1.00	0.98	0.99
福岡		0.99	0.98	0.98	0.97
佐賀		0.97	0.97	0.97	0.97
長崎		0.97	0.97	0.97	0.97
熊本		0.99	0.99	0.98	0.97
大分		0.99	0.98	0.98	0.97
宮崎		0.99	0.99	0.98	0.97
鹿児島		1.00	0.99	0.99	0.98
(離島)					
五島列島		1.19	1.19	1.19	1.19
対馬		1.24	1.24	1.24	1.24
壱岐島		1.17	1.17	1.17	1.17
大隅諸島		1.25	1.25	1.25	1.25
奄美群島		1.35	1.35	1.35	1.35
沖縄		1.05	1.04	1.02	1.01
(離島)					
宮古島		1.17	1.17	1.17	1.17
石垣島		1.18	1.18	1.18	1.18
八重山列島(石垣島を除く。)		1.33	1.33	1.33	1.33
大東諸島		1.51	1.51	1.51	1.51

注：道北（宗谷、上川及び留萌）、道東（オホーツク、根室、釧路及び十勝）、道央（空知、石狩、後志、胆振及び日高）及び道南（檜山及び渡島）は、総合振興局又は振興局の所管区域を指す。

民生安定施設の改修工事に係る補助の額について

- 1 民生安定施設の改修工事のうち、補助の額を定める施設に係る補助の額は、基準定額（次の表の補助に係る施設の欄、種別の欄、世帯数又は人口の欄及び基準面積の欄の区分に応じ、同表の基準定額の欄に掲げる額（耐震工事を実施する場合にあっては、当該基準定額と同表の耐震工事を実施する場合に加算する額の欄に掲げる額を加算した額）をいう。）に地域係数を乗じて得た額又は事業費の4分の3に相当する額のいずれか低い額（次の項において「補助額」という。）とする。

補助に係る施設		種別	世帯数又は人口	基準面積	基準定額	耐震工事を実施する場合に加算する額
老人福祉センター	老人福祉センター (付設作業所を除く。)	—	—	m ² 500	千円 89,900	千円 8,800
	老人福祉センター 付設作業所	—	—	m ² 100	千円 17,800	千円 1,760
保育用施設		—	(乳幼児数は150人を限度とする。)	m ² 5×乳幼児数	円 890,000 ×乳幼児数	円 17,600 ×基準面積 (m ²)
水泳プール	屋外プール	—	(水面の面積は400m ² を限度とする。)	—	円 65,000 ×水面の面積 (m ²)	円 17,600 ×水面の面積 (m ²)
	屋内プール	—	(水面の面積は600m ² を限度とする。)	—	円 287,600 ×水面の面積 (m ²)	円 17,600 ×水面の面積 (m ²)
体育館	1	5,000人以下	m ² 500	千円 63,700	千円 8,800	
	2	5,001人以上 10,000人以下	700	89,300	12,320	
	3	10,001人以上 20,000人以下	1,000	127,600	17,600	
	4	20,001人以上 30,000人以下	2,500	319,400	44,000	
	5	30,001人以上	4,000	511,200	70,400	
青年の家	1	5,000人以下	m ² 1,000	千円 156,100	千円 17,600	
	2	5,001人以上	1,700	265,600	29,920	
コミュニティ供用施設	1	400人以下	m ² 100	千円 17,800	千円 1,760	
	2	401人以上 1,400人以下	120	21,400	2,112	
	3	1,401人以上 2,400人以下	310	55,600	5,456	
	4	2,401人以上 5,000人以下	500	89,900	8,800	
	5	5,001人以上10,000人以下	1,100	198,100	19,360	
	6	10,001人以上	2,100	378,300	36,960	
特別集会施設	1	—	m ² 1,500	千円 219,300	千円 26,400	
	2	—	1,750	255,800	30,800	

		3	—	1,990	290,800	35,024
		4	—	2,220	324,400	39,072
		5	—	2,430	355,300	42,768
		6	—	2,620	383,000	46,112
公 民 館		1	50,000 人以下	m ² 1,000	千円 156,100	千円 17,600
		2	50,001 人以上 90,000 人以下	1,500	234,300	26,400
		3	90,001 人以上	2,000	312,600	35,200
図 書 館		1	19,999 人以下	m ² 330	千円 51,300	千円 5,808
		2	20,000 人以上 29,999 人以下	405	61,600	7,128
		3	30,000 人以上 39,999 人以下	480	74,800	8,448
		4	40,000 人以上 49,999 人以下	555	86,500	9,768
		5	50,000 人以上 59,999 人以下	630	98,200	11,088
		6	60,000 人以上 69,999 人以下	704	109,900	12,390
		7	70,000 人以上 79,999 人以下	778	121,500	13,693
		8	80,000 人以上 89,999 人以下	852	133,000	14,995
		9	90,000 人以上 99,999 人以下	926	144,600	16,298
		10	100,000 人以上	1,000	156,100	17,600
保 健 相 談 セ ン タ ー		市	—	m ² 1,200	千円 190,700	千円 21,120
		町村	—	900	142,900	15,840
博 物 館		—	—	m ² 2,000	千円 312,600	千円 35,200
児 童 館	児 童 館 (付設児童クラブ 室を除く。)	1	—	m ² 185	千円 33,200	千円 3,256
		2	—	297	53,300	5,227
		3	—	500	89,900	8,800
	児 童 館 付設児童クラブ室	—	—	m ² 32	千円 5,500	千円 563
自 治 会 集 会 所		—	(床面積は改修工事前の床面積を 限度とする。)	—	円 139,400 ×床面積 (m ²)	円 17,600 ×床面積 (m ²)

注：1 音響による障害の緩和を必要として整備した施設の延べ面積には、防音工事の施工に伴い必要となった機械室等の面積を加えないものとする。

2 補助に係る施設の欄に掲げる施設（コミュニティ供用施設（種別1に限る。）、保健相談センター及び博物館を除く。）の延べ面積は基準面積の欄に掲げる面積以上でなければならないものとし、博物館の延べ面積は300m²以上でなければならないものとする。

3 世帯数又は人口は、防衛施設の設置又は運用により生活又は事業活動が阻害されると認められる世帯又は住民のうち、現地の地理的条件等を考慮して補助に係る施設の欄に掲げる施設を通常利用することが可能な世帯又は住民の数とする。

- 4 水泳プールについて、プール水を飲料水等として活用するための浄水機能を有する屋外プールの場合にあつては7,400円、当該機能を有する屋内プールを設置する場合にあつては8,700円をそれぞれ基準定額に加算するものとする。
- 5 コミュニティ供用施設（種別1に限る。）、保健相談センター及び博物館の延べ面積が基準面積の欄に掲げる面積に満たない場合にあつては、次に掲げる式により算定した額を基準定額とする。

$$\text{延べ面積} \times \frac{\text{基準定額の欄に掲げる額}}{\text{基準面積}}$$

- 2 前項の表の補助に係る施設の欄に掲げる施設に以下の設備を設置する場合は、それぞれ以下の額を合計した額に地域係数を乗じて得た額を補助額に加算するものとする。

- (1) 太陽光発電システム 設置容量 (kw) に1,058千円を乗じて得た額
- (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽（設置容量が40m³以上であるものに限る。） 20,654千円
- (3) 受変電設備 設置容量 (kVA) に106千円を乗じて得た額
- (4) 自家発電設備 設置容量 (kVA) に201千円を乗じて得た額